

業務委託契約書（案）

- 1 業務の名称 令和8年度島工藝おきなわ販路拡大推進事業工芸品販売促進支援
業務業務委
- 2 委託期間 （自）契約締結日 （至）令和9年3月31日
- 3 委託金額 金 円
（うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 円）
（注1）「取引に係る消費税額及び地方消費税額」は、消費税法第28条第1項及び
第29条の規定並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定により算
出したもので、契約金額中課税分に110分の10を乗じて得た額である。
（注2）本契約において、契約期間途中において消費税等の率が改正された場合に
は、甲乙協議のうえ、改正後の税率により定めるものとする。
- 4 契約保証金
沖縄県財務規則第101条第1項に基づき契約金額の100分の10以上とする。
ただし、沖縄県財務規則第101条第2項の各号のいずれかに該当する場合は、
契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

上記の委託業務について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和8年 月 日

委託者 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号
沖縄県知事 玉城 康裕

受託者

(目的)

第1条 沖縄県知事 玉城康裕（以下「甲」という。）は、令和8年度島工藝おきなわ販路拡大推進事業工芸品販売促進支援業務の実施に係る業務（以下「委託業務」という。）を〇〇（以下「乙」という。）に委託し、乙はこれを受託する。

(委託業務の遂行)

第2条 乙は、甲の指示に従い、この契約書及び別に定める「委託業務仕様書」（以下「仕様書」という。）に基づいて委託業務を実施しなければならない。

(実施計画書)

第3条 乙は、仕様書に基づき作成した、次に掲げる内容を含む実施計画書を契約締結の日より7日以内に甲に提出しなければならない。

- (1) 事業スケジュール
- (2) 事業の実施体制

2 乙は、県に提出した実施計画書に基づいて委託業務を実施しなければならない。

(委託業務の内容変更等)

第4条 乙は、次の各号の一に該当するときは、あらかじめ申請書を甲に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 委託費の経費区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、各配分額の20パーセント以内の増減（人件費及び一般管理費への流用を除く）については、この限りではない。
- (2) 実施計画の内容を変更しようとするとき。ただし、軽微な変更を除く。

(権利義務譲渡の禁止)

第5条 乙は、この契約から生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は引き受けさせてはならない。

(再委託の制限)

第6条 乙は、契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

- 2 乙は、甲が委託仕様書で指定した契約の主たる部分の履行を第三者に委任し、又は請負わせてはならない。
- 3 乙は、本契約の企画提案参加者であった者、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請け負わせてはならない。
- 4 乙は、契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、10日前までに再委託承認申請書を甲に提出するとともに、事前に書面による甲の承認を受け

なければならない。ただし、甲が仕様書で示した「簡易な業務」を第三者に委任し、又は請け負わせるときはこの限りでない。

- 5 乙は、第三者に委任し、又は請け負わせた業務の履行及び当該第三者の行為について全責任を負うものとし、当該第三者が甲に損害を与えた場合、乙はその損害を賠償しなければならない。
- 6 乙が第1項から第4項に違反したときは、甲は本契約を解除することができる。これにより乙又は乙が業務の一部を委任し、又は請け負わせた第三者に発生した損害について、甲は賠償責任を負わないものとする。

(委託業務遅延等の報告)

第7条 乙は、委託業務が予定の期間に完了しない場合又は遂行が困難となった場合は、速やかに甲に報告を行い、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第8条 乙は、委託業務の状況について、甲が報告を求めたときは、甲に速やかに報告しなければならない。

(委託業務実績報告書等の提出)

第9条 乙は、令和9年3月31日までに委託業務実績報告書を甲に提出しなければならない。

(額の確定及び支払い)

第10条 甲は、前条の規定により、乙から委託業務実績報告書の提出を受けたときは、遅滞なく当該事業が契約の内容に適合するものであるかどうかを検査し、適合すると認めたときは、委託業務の実施に要した経費の証ひょう、帳簿等の調査により支払うべき委託費の額を確定し、乙に対して通知するものとする。

- 2 前項の額の確定は、委託業務の実施に要した経費の額と契約金額のいずれが低い額とする。
- 3 乙は、第1項の通知を受けたときは、委託料の支払いを請求するものとする。
- 4 前項の規定にかかわらず、乙は委託業務実施に要する費用を概算払請求書により甲に請求することができる。甲は、当該請求に対し支払うことが適当であると判断したときには、沖縄県財務規則等関係規程の範囲内において、これを支払うものとする。
- 5 甲は、第3項又は第4項の規定による請求があったときは、乙の適法な支払請求書を受理した日から30日以内に委託料を支払うものとする。ただし、特別な理由がある場合はこの限りではない。

(秘密の遵守)

第11条 乙は、委託業務を実施するに当たり、知り得た秘密を他にもらしてはならな

い。

- 2 乙は、この業務による個人情報の取り扱いについては、別途定める「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(履行遅滞)

第 12 条 乙の責めに帰すべき理由により履行期間内に業務を完了することができない場合においては、甲は、違約金の支払いを乙に請求することができる。

- 2 前項の違約金の額は、業務が完了することのできない部分の額につき、遅延日数に応じ、契約金額に年 2.5 パーセントの割合で計算した額とする。

- 3 乙は、甲の責めに帰すべき理由により第 10 条の規定による委託料の支払いが遅れた場合は、乙等は未受領金額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払延滞防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき定められた率の割合で計算した遅延利息の支払いを甲に請求することができる。

(契約の解除)

第 13 条 甲は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、この契約の全部または、一部を解除することができる。

- (1) 乙が正当な理由なくしてこの契約の全部または一部を履行しないとき。
- (2) この契約の履行について、乙またはその使用者に不正または不当な行為があったとき。
- (3) 甲において、乙が、この契約を履行することができないと明らかに認められるとき。
- (4) 契約締結後事情により業務を委託する必要がなくなったとき。
- (5) 乙又は乙の役員等が、次の各号のいずれかに該当する者であることが判明したとき、又は次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したとき。

ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員(同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。）、公共の福祉に反する活動を行う団体、及びその行為者、その他反社会的勢力（以下「暴力団等」という。）

イ 暴力団員でなくなってから 5 年を経過しない者

ウ 自己、自社もしくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団等を利用している者

エ 暴力団等に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団等の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有している者

カ 暴力団等であることを知りながらこれらを利用している者

- (6) 前各号に定めるもののほか、乙が本契約の規定に違反したとき。

- 2 前項（第 4 号を除く）の規定による契約解除の場合には、甲は違約金として契約

保証金を取得し、返還の義務を負わない。ただし、沖縄県財務規則第 101 条第 2 項の規定に基づき契約保証金が免除されている場合は、契約金額の 100 分の 10 に相当する金額を、違約金として乙に請求するものとする。

- 3 甲は、第 1 項（第 4 号を除く）の規定により契約を解除した場合に生じた損害が、前項の違約金の額を超えるときは、その不足分を乙に請求することができる。
- 4 甲は、乙が第 2 項から前項までに規定する請求を甲の指定する期限内に納付しない場合は、未納に係る期間に応じて年利 2.5 パーセントの延滞金を徴収できるものとする。

（下請負契約等に関する契約解除）

第 14 条 乙は、本契約に関する下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。）及び再受任者（再委託以降の全ての受任者を含む。）並びに下請負人等が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）が、排除対象者（前条第 1 項第 5 号アからカまでのいずれかに該当する者をいう。以下同じ。）であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し排除対象者との契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が下請負人等が排除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

（委託費の処理）

第 15 条 甲が第 6 条、第 13 条及び前条の定めにより契約を解除した場合の委託費の処理は、次に掲げる方法によって行うものとする。

- （1）委託費が既に支払われているときは、乙は支払われた委託費のうち、甲が認める正当な既履行部分に相当する額を除きこれを甲に返還する。
- （2）委託費が支払われていないときは、甲は委託業務のうち甲が認める正当な既履行部分に相当する額を乙に支払う。

（不当介入に関する通報・報告）

第 16 条 乙は、本契約に関して、自ら又は下請負人等が、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等にしてこれを拒否させ、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

（成果の利用行為）

第 17 条 乙は、委託業務により納入された著作物に係る著作権について、甲による当該著作物の利用に必要な範囲内において、甲が実施する権利及び甲が第三者に実施

を許諾する権利を、甲に許諾したものとする。

- 2 乙は、甲及び第三者による実施について、著作権人格権を行使しないものとする。
また、乙は、当該著作物の著作者が乙以外の者であるときは、当該著作者が著作権人格権を行使しないように必要な措置をとるものとする。
- 3 乙は、委託業務の成果によって生じた著作物及びその二次的著作物の公表に際し、委託業務による成果である旨を明示するものとする。

(解除後の委託業務実績報告書の提出について)

- 第 18 条 甲が、第 6 条、第 13 条及び第 14 条の規定によりこの契約を解除した場合、乙は、解除後 15 日以内に第 9 条の委託業務実績報告書を甲に提出しなければならない。
- 2 第 10 条の規定は、契約解除した場合の委託費の確定について準用する。

(帳簿等の整備及び保存)

- 第 19 条 乙は、委託業務に係る経理を明らかにした帳簿、その他の支出の事実を証明する書類を整備の上、委託期間が終了する日の属する年度の終了日の翌日から起算して 5 年間保存し、甲の要求があるときは、甲の指定する期日までに提出しなければならない。

(成果の報告)

- 第 20 条 乙は、委託業務の完了した日から 10 日以内に、事業成果の報告を甲に行うものとする。
- 2 甲は、成果の報告に関して必要があると認めるときは、更に詳細な説明を乙に求めることができるものとする。

(協議)

- 第 21 条 この契約及び仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、又はこの契約及び仕様書に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(適正管理)

第3 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(管理及び実施体制)

第4 乙は、個人情報取扱責任者（この契約による事務に係る個人情報の適正な管理について責任を有する者をいう。以下同じ。）を明確にし、安全管理上の問題への対応や監督、点検等の個人情報の適正な管理のために必要な措置が常時講じられる体制を敷かなければならない。

2 乙は、事務従事者（この契約により個人情報を取り扱う事務に従事する者をいう。以下同じ。）を必要最小限の範囲で特定し、特定された事務従事者以外の者が当該個人情報を取り扱うことがないようにしなければならない。

3 乙は、契約締結後速やかに、個人情報取扱責任者及び事務従事者等の管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理状況等について、書面により甲に報告しなければならない。また、当該事項に変更があった場合も同様とする。

(作業場所の特定・持ち出しの制限)

第5 乙は、この契約により個人情報を取り扱うときは、その作業を行う場所及び当該個人情報を保管する場所を特定し、あらかじめ、書面により甲に報告しなければならない。また、特定した場所を変更しようとするときも同様とする。

2 乙は、甲の指示又は承諾があった場合を除き、特定した場所から当該個人情報を持ち出してはならない。

(収集の制限)

第6 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、その事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第7 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第8 乙は、この契約による事務を行うために甲から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲の承諾があるときはこの限りでない。

(事務従事者への周知等)

第9 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は当該事務の目的以外の目的に使用してはならないこと、法により罰則が適用される場合があることなど、個人情報の保護に必要な事項を周知するとともに、個人情報の取扱いについて必要かつ適切な監督及び教育をしなければならない。

(派遣労働者)

第10 乙は、この契約による事務を派遣労働者によって行わせる場合、労働者派遣契約書に、秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。この場合において、秘密の保持に係る事項は、第2に準ずるものとする。

2 乙は、派遣労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙と派遣元との契約内容にかかわらず、甲に対して派遣労働者による個人情報の処理に関する責任を負うものとする。

(再委託の禁止)

第11 乙は、甲の書面による承諾があるときを除き、この契約による個人情報を取り扱う事務(以下「個人情報取扱事務」という。)については自ら行うものとし、第三者(乙の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号に規定する子会社をいう。)である場合も含む。以下同じ。)に委託(以下「再委託」という。)してはならない。

2 乙は、個人情報取扱事務を再委託しようとする場合又は再委託の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ次の各号に掲げる事項を記載した書面を甲に提出して甲の承諾を得なければならない。

- (1) 再委託を行う業務の内容
- (2) 再委託で取り扱う個人情報
- (3) 再委託の期間
- (4) 再委託が必要な理由
- (5) 再委託の相手方(名称、代表者、所在地、連絡先)
- (6) 再委託の相手方における責任体制並びに責任者及び従事者
- (7) 再委託の相手方に求める個人情報保護措置の内容(契約書等に規定されたものの写し)
- (8) 再委託の相手方の監督方法(監督責任者の氏名を含む。)

3 乙は、甲の書面による承諾により、再委託する場合は、甲が乙に求める個人情報の保護に関する必要な安全管理措置と同様の措置を再委託の相手方に講じさせなければならない。

4 乙は、再委託先の当該再委託に係る事務に関する行為及びその結果について、乙と再委託先との契約の内容にかかわらず、甲に対して責任を負うものとする。

5 乙は、個人情報取扱事務を再委託した場合には、その履行を管理監督するとともに、甲の求めに応じて、その状況等を甲に報告しなければならない。

(資料等の返還等)

第12 乙は、この契約による事務を行うために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、委託事務完了時に、甲の指示に基づいて、返還、廃棄又は消去しなければならない。

2 甲の承諾を得て再委託をした場合には、乙は甲の指示により、この契約の終了後直ち

に当該再委託先から個人情報記録された資料等を回収するものとする。この場合において、回収した資料等の取扱いは前項に準ずるものとする。

- 3 乙は、前2項の規定により個人情報を廃棄する場合には、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。
- 4 乙は、パソコン等に記録された個人情報を第1項及び第2項の規定により消去する場合には、データ消去用ソフトウェア等を使用し、当該個人情報判読、復元できないように確実に消去しなければならない。
- 5 乙は、第1項及び第2項の規定により個人情報を廃棄又は消去したときは、完全に廃棄又は消去した旨の証明書（情報項目、媒体名、数量、廃棄又は消去の方法、責任者及び廃棄又は消去の年月日が記載された書面）を甲に提出しなければならない。
- 6 乙は、廃棄又は消去に際し、甲から立会いを求められたときはこれに応じなければならない。

（検査及び報告）

第13 甲は、乙がこの契約による事務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について、随時実地に検査することができる。

- 2 甲は、乙がこの契約による事務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について、報告を求めることができる。

（事故報告）

第14 乙は、保有個人情報の漏えい等安全管理上の問題となる事案が発生し、又は発生するおそれがあることを認識したときは、直ちに被害の発生又は拡大防止に必要な措置を講ずるとともに、甲に報告し、甲の指示に従い、その他の必要な措置を講ずるものとする。

- 2 乙は、前項の事案が発生した場合（おそれがあるものを含む。次項において同じ。）、その経緯、被害状況等を調査し、甲に書面で報告するものとする。

（指示及び報告）

第15 甲は、必要に応じ、乙に対し、保有個人情報等の安全管理措置に関する指示を行い、又は報告若しくは資料の提出を求めることができるものとする。

（契約解除）

第16 甲は、乙がこの特記事項に定める義務を果たさない場合は、この契約による事務の全部又は一部を解除することができるものとする。

- 2 乙は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、甲にその損害の賠償を求めることはできない。

（損害賠償）

第17 乙は、この特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより甲が損害を被った場合には、甲にその損害を賠償しなければならない。

別記参考様式1（第4の2（別記特記事項第4及び第5）関係）

個人情報の管理体制等報告書

年 月 日

沖縄県知事 殿

住所又は所在地
受託者名 氏名又は商号
代表者氏名

令和8年度島工藝おきなわ販路拡大推進事業工芸品販売促進支援業務に関する個人情報の管理体制等について、下記のとおり報告します。

1 管理責任体制に関する事項

個人情報取扱責任者	(所属・役職)	(氏名)
-----------	---------	------

※個人情報取扱責任者：この委託業務による事務に係る個人情報の適正な管理について責任を有する者をいいます。

2 事務従事者に関する事項

事務従事者	(所属・役職)	(氏名)
	(所属・役職)	(氏名)

※事務従事者は、個人情報の取得から廃棄までの事務に従事する全ての者が該当となります。

3 個人情報の保管、管理に関する事項

作業場所	
保管場所及び保管方法	
盗難、紛失等の事故防止措置等	(具体的に記入すること)

別記参考様式2（第4の2（別記特記事項第4及び第5）関係）

個人情報の管理体制等変更報告書

年 月 日

沖縄県知事 殿

住所又は所在地
受託者名 氏名又は商号
代表者氏名

令和8年度島工藝おきなわ販路拡大推進事業工芸品販売促進支援業務に関する個人情報の管理体制等について、下記のとおり変更しました（します）ので報告します。

1 管理責任体制に関する事項

個人情報取扱責任者	(所属・役職)	(氏名)
-----------	---------	------

※個人情報取扱責任者：この委託業務による事務に係る個人情報の適正な管理について責任を有する者をいいます。

2 事務従事者に関する事項

事務従事者	(所属・役職)	(氏名)
	(所属・役職)	(氏名)

※事務従事者は、個人情報の取得から廃棄までの事務に従事する全ての者が該当となります。

3 個人情報の保管、管理に関する事項

作業場所	
保管場所及び保管方法	
盗難、紛失等の 事故防止措置等	(具体的に記入すること)

※作業場所及び保管場所の変更にあたっては、あらかじめ報告すること。